

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想



令和5年9月

所 沢 市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
（1）育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成	2
（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	3
（3）地域の実情に即した多様な担い手の位置づけ	4
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	14
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	14
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	14
（1）多様な経営体の確保	14
（2）農業後継者の育成	14
（3）認定農業者の育成	14
（4）農業従事者の安定確保	15
（5）副業的農家、定年帰農への支援	15
（6）農業法人の参入	15
（7）大学との連携	15
2 就農等希望者の受入体制の確保	15
（1）新規就農希望者の確保	15
（2）就農等希望者への案内	15
（3）受入体制の確保	16
3 所沢市内の関係機関との役割分担・連携の考え方	16
（1）後継者が新たに就農	16
（2）新規就農者として就農を希望	16
4 所沢市が主体的に行う就農等促進のための取組	16
（1）研修前研修の受入先のあっせん	16
（2）就農支援・就農判定会議の実施	16
（3）新規就農に伴う認定新規就農者及び認定農業者	17
（4）農地の確保	17
5 就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方	17
（1）認定新規就農者の育成	17
（2）新規就農者制度の有効活用	17
（3）地域サポート計画	18
（4）農業経営・就農支援センターとの協力	18
（5）経営力の向上に向けた支援	18
（6）定着に向けた取組	18

第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する	18
目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	18
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	19
(1) 農用地の利用の状況	19
(2) 営農活動の実態等の現状	19
(3) 今後の農地利用等の見通し	19
(4) 認定農業者等への農用地の利用集積や地域における農用地の集団化（集約化） の将来の望ましい農地利用の在り方	20
(5) これらを実現するための具体的な取組の内容	20
(6) 関係機関及び関係団体との連携	21
第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	21
1 協議の場の設置方法（法 18 条第 1 項）、地域計画の区域の基準（法 19 条第 1 項）、その他事業（法第 4 条第 3 項第 1 号）に関する事項	21
(1) 協議の場の設置方法	21
(2) 地域計画の区域の基準	21
(3) その他事業	21
2 農地中間管理事業が行う事業の実施の促進	22
(1) 事業の促進	22
(2) 協力体制	22
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	22
(1) 農用地利用改善事業の実施を促進するための方策	22
(2) 農用地利用改善事業の実施区域の基準	22
(3) 農用地利用改善事業の内容	22
(4) 農用地利用規程の内容	23
(5) 農用地利用規程の認定（特定農用地利用規程の認定を含む）	23
(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	24
(7) 農用地利用改善団体の勧奨等	25
(8) 農用地利用改善団体に対する指導・援助等	25
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他委託を受けて行う農 作業の実施の促進に関する事項等	25
(1) 農作業の受委託の促進	25
(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の委託のあっせん	26
(3) 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等	26
4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	26
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	26
(2) 推進体制等	26
第 6 その他	27

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 所沢市は都心から30 km圏に位置し、埼玉県南西部の中心都市として大きく発展してきている。市東部には関越自動車道「所沢インターチェンジ」があり、一般国道463号が東西に横断している。また、西武新宿線と西武池袋線が所沢駅で交差している等、都心への交通アクセスが非常に良く、今後も住宅都市、商業都市としての発展が大きく期待される。

こうした中、所沢市は県内でも最も都市化の進展が著しい県南都市農業地帯として、大消費地に隣接している地理的な優位性を活かし、意欲ある農業者による生鮮食料品の供給基地としての役割を担い、野菜、花植木、茶など集約的な農業を中心に、地域住民と農家が密接に結びついた多彩な都市近郊農業が展開されている。

このような情勢を踏まえ、所沢市産業振興ビジョンのもと、農業・商業・工業・観光業等のそれぞれが地域資源を生かしながら各産業を有機的に結びつけ、まちの魅力が一層高まる好循環を目指しており、農業分野では、所沢市農業振興地域整備計画及び所沢市都市農業振興基本計画にて市域全体で農業振興を図り、「農のあるまちづくり」を進めている。

そこで、所沢市では地域の実態に即した効率的な生産体制を整備及び支援し、将来の農業を担い得る担い手を育成の上確保し、効率的かつ安定的な地域農業の持続的発展に資する将来の担い手を示す地域計画を整備し、都市生活と農業との共存の観点に立った生産環境の整備を基本に積極的な指導援助を行い、農業経営の安定を図りながら、地域と調和のとれた生産性の高い農業の確立を目指す。

また、農産物の安定した生産性を確保するため、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を良好な状態で維持するとともに農業の近代化を推進し、かつ農用地等の計画的な利用を進めるため、農業振興地域を中心に、農用地の秩序ある土地利用の確保に努める。

2 所沢市の農業構造については、1経営体当たりの経営耕地面積は1.3haで、市全体の面積に占める経営耕地の割合は約14%となっている。近年の急速な都市化の進行は、混住化、兼業化、高齢化及び土地価格の高騰等、農業生産の環境に大きな変化をもたらし、生産基盤である農地も労働力不足等の原因による耕作放棄や、宅地化等の開発による面積の減少によって、農業生産に深刻な影響を与えている。

また、農地の資産的保有傾向が強く、農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、近年、高齢化による農地管理の困難さから、農地の流動化が進む傾向にある。

一方、農業者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地が一部遊休化しており、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

こうした状況に対し、今後も所沢市の農業を基幹的産業として振興していくため、

地理的優位性を生かした都市近郊農業の確立を図る必要がある。

所沢市では、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を積極的に実施し、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

併せて、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積や、これらの農業者の経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずる。

（1）育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成

①農業経営の目標

現に成立している優良な事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる農業従事者一人当たり 1,800 時間程度を上限とする）の水準を達成しつつ、他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者一人又は 1 家族当たりの年間農業所得 560 万円程度）を確保することができるとともに、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営体が所沢市の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

②目標達成のための取組

所沢市は、意欲と能力のある農業者、農業法人又は農業に係る団体（以下「農業者等」という。）が、農業経営の発展を目指すとともに地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を支援する。

そのため、農業委員会、農業協同組合、農林振興センター等と連携して、地域における農業の将来展望と、それを担う中心的な経営体である担い手を明確にする話し合いを促進する。

望ましい経営を目指す農業者等に対しては、主体性を持って自らの農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。併せて、農林振興センターとともに農業経営改善計画の合理性を検証し、農業者に検証結果を提示して、経営改善に積極的に取り組んでもらう。

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地利用最適化推進委員の活動により得た農地の出し手と受け手の情報を有効活用して賃借権等の設定等の促進を図り、経営規模の拡大を推進する。

これらの実現性を高めるため、地域計画の作成、更新を通じた話し合い等により、認定農業者や認定新規就農者、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体を育成し、地域農業の将来の担い手として位置付けることで、農用地の集積や集約を図る。

③農業経営の効率化と参画

所沢市は、農業者が地域の営農実態等に応じた農業経営を目指すに当たり、その経営の効率化や体制が整ったことを契機として、農地所有適格法人等の法人の設立を促し、農業法人や農地所有適格法人として農業経営している団体には、担い手として農地の貸借等の支援を行う。

女性農業者については、地域の話し合いの場に参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

④コミュニティの醸成

効率的かつ安定的な農業経営を目指す農家、小規模な兼業農家、生きがい農業としての高齢農家及び土地持ち非農家との間で、補助労働力の提供等により役割を分担し、相互に利益を享受できるよう健全なコミュニティの維持を図り、地域全体の発展に結びつくよう、様々な形態の農業者等に対して、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「農業経営基盤法」という。）その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていく。

⑤農業経営改善計画の認定

農業経営基盤法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、所沢市の農業の担い手となる認定農業者への農用地の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努める。

また、同条第3項を適用する場合においては、農業委員会等と連携して慎重に取り組む。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

①新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

所沢市の令和5年度の認定新規就農者は5経営体（7人）で、いるま地域明日の農業担い手育成塾（以下「担い手塾」という。）又は新規就農者育成総合対策等の国庫事業の対象者を新規就農者として現在までに23経営体（25人）を輩出し、基幹作物である露地野菜の産地としての生産量の維持・確保と適正な農地利用を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

なお、就農までの実践研修の場である担い手塾の令和5年度の塾生は5経営体（5人）である。就農に向けた制度を継続的に活用して、地域農業との積極的な関わりを育みつつ、年間2人を目標として、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

②新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

埼玉県他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者一人あたり 1,800 時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（（1）に示す効率的かつ安定的な農業経営を鑑みて算出した農業所得、すなわち主たる農業従事者一人又は1家族当たりの年間農業所得 250 万円程度）を目標とする。

③新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

就農希望者に対し、所沢市や農林振興センターで就農相談を受け付けるほか、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農林振興センターや農業協同組合が重点的な指導を行う等、地域の担い手になるよう育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(3) 地域の実情に即した多様な担い手の位置づけ

効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、前述した新規就農者のほか、以下の多様な担い手の育成を図る。

①農作業の受委託のあっせん等

農作業を委託する、又は委託を行おうとする者からの申出があった場合、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努める。

②農地所有適格法人等の法人参入の支援

参入を希望する法人の参入計画の妥当性や営農計画の実現性を農林振興センターとの連携により十分に検討したうえで、貸借等による農地の確保とともに、経営基盤の安定化を図るための取組みを支援する。

③女性農業者の地域農業への参加・協力

農業経営改善計画の共同申請の推進や地域計画の話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。特に、夫婦で新規就農しようとする者においては、家族経営協定の締結を進め、夫婦が共同経営者であり、主要な経営資産を夫婦で共に所有又は借りていることを明記し、更には地域計画に担い手として位置づけるようにする。

④農業サポーターの育成、確保

人手が不足している農業者に対する支援として、公募した農業サポーターと農業者とのマッチングを行って労働力を確保するとともに、参加する農業サポーターには農業の啓発と農作業に携わることによる余暇利用の機会を与えることにより心身の健康増進の効果も期待できる。

⑤農福連携の推進

農業者の減少や農業従事者の高齢化などが進む農業分野と、元気な高齢者や障害者の活動の場の確保を求める福祉分野が連携し、双方の課題解決と利益となるような取組みを推進する。農業者の作業軽減のための労働力の受入れという面と福祉事業所の農業参入という面の両面から施策を進めていく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する
営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標の実現を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に所沢市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、所沢市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
露地野菜経営	〈基幹作目〉 ほうれんそう 40a さといも 30a にんじん 40a 〈経営規模〉 畑 1.3ha	〈資本装備〉 作業場兼車庫 1棟 100㎡ 予冷库 1棟 4.95㎡(1.5坪) トラクター 32ps トラック 2t マルチャー 畦立機 播種機 収穫機 管理機 皮むき機 さといも収穫機 畑地かんがい施設 パソコン 堆肥盤 100㎡ 〈経営条件〉 輪作 ・収穫調整作業等の機械化 ・畑地かんがい施設の活用 ・雨除け施設の活用 ・土づくりのための堆肥の投入 ・パソコンの活用	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・市況予測、経営管理等にパソコンを活用	・農業経営改善計画に基づく農業従事時間の管理 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の実施 ・雇用労働力による作業の分業化

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
茶経営	<p>〈基幹作目〉</p> <p>茶成木園 1.2ha</p> <p>未成木園 0.3ha</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>茶園 1.5ha</p>	<p>〈資本整備〉</p> <p>防霜ファン 1.2ha</p> <p>農機具庫 100 m²</p> <p>荒茶加工場 260 m²</p> <p>仕上加工場 60 m²</p> <p>冷蔵倉庫 35 m²</p> <p>栽培管理機械一式 60K型製茶機1ライン 仕上加工機械一式</p> <p>〈経営条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早、中、晩品種による適期摘採 ・防霜ファンの設置 ・製茶加工機械の全自動式 ・良質生葉の一部購入 ・優良品種への改植 ・大型機械の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・顧客管理、経営管理、市況予測にパソコン等を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善計画に基づく農業従事時間の管理 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・パート労働の導入 ・労災保険の加入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花き 経営	<p>〈基幹作目〉</p> <p>パンプキン 2,000 m²</p> <p>ニチニチソウ 700 m²</p> <p>ハゴイタ 1,000 m²</p> <p>ハチマキ 500 m²</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>施設栽培 4,000 m²</p> <p>露地栽培 0.2ha</p>	<p>〈資本整備〉</p> <p>温室 4 棟</p> <p>パイプハウス 6 棟</p> <p>作業場兼車庫 1 棟</p> <p>底面給水装置 温風暖房装置 用土混合機 トラクター パソコン</p> <p>〈経営条件〉</p> <p>・パソコンの活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・販売管理、経営診断、顧客管理等にパソコンを活用し経営の合理化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善計画に基づく農業従事時間の管理 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保により過重労働を防止

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
植木 経営	〈基幹作目〉 成木	〈資本装備〉 トラクター バックホー トラック 苗木掘取機 〈経営条件〉 ・育苗ハウスを整備し、繁殖から成木までの一貫生産を行う ・庭木販売 ・剪定、ガーデニング、害虫駆除、伐採伐根等の造園管理	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・パソコンを活用して商品管理や経営管理、顧客管理等を行い、経営の合理化を推進する	・農業経営改善計画に基づく農業従事時間の管理 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保により過重労働を防止
	ヒバ類 10a			
	モクセイ 15a			
	ツゲ類 10a			
	ツツジ 5a			
	加ナギ類 10a			
	ハナミズキ 35a			
	苗木 ツバキ 5a			
	モクセイ 8a			
	ハナミズキ 20a			
	〈経営規模〉 畑 1.5ha			
	育苗ハウス 100㎡			

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養蚕複 合経営	〈基幹作物〉 養蚕上繭 0.1t えだまめ 10a 〈経営規模〉 桑園 1.0ha 畑 1.0ha	〈資本装備〉 蚕舎(プレハブ) 60 m ² 上簇室(プレハブ) 60 m ² トラック トラクター 〈経営条件〉 ・ 3 齢で配蚕 ・ 4～5 齢飼育は農 家で条桑育	・ 複式簿記記帳の 実施による経 営と家計の分 離 ・ 青色申告の実施	・ 農業経営改善計 画に基づく農業 従事時間の管理 ・ 家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入 ・ 農繁期における 臨時雇用者の確 保による過重労 働の防止
営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛 経営	〈基幹作物目〉 肥育牛 280 頭 飼料作物 麦 0.8ha 〈経営規模〉 肉用牛 200 頭 肥育牛 200 頭 飼料作付地 0.8ha	〈資本装備〉 肥育牛舎 2 棟 2,500 m ² 飼料タンク 5 基 自動給餌ミキサー 牛衡機 トラクター ホイルローダー 堆肥舎 300 m ² パソコン 〈経営条件〉 ・ 自給飼料基盤は 1 団地畑 0.8ha 以上 ・ 優良素牛は酪農組 織から安定的に導 入 ・ 飼料は配合飼料	・ 複式簿記記帳の 実施による経営 と家計の分離 ・ 青色申告の実施 ・ パソコンを利用 して飼料給 与、牛群管理 を適正に行 い、省力化を 図る	・ 家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入 ・ 雇用労働力の確 保による過重労 働の防止

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 経営	<p>〈基幹作目〉 乳用牛 (ホルスタイン種) 40 頭</p> <p>飼料作物 とうもろこし 2.0ha</p> <p>〈経営規模〉 乳用牛 40頭 2歳以上 26頭 2歳未満 14頭</p> <p>飼料作付地 2.0ha</p>	<p>〈資本装備〉 牛舎 400 m² 自動給餌機 トラクター 堆肥舎 70 m² パソコン</p> <p>〈経営条件〉 ・受精卵移植技術の 活用 ・パソコンの活用 ・酪農ヘルパーを定 期的に活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の 実施による経 営と家計の分 離 ・青色申告の実施 ・パソコンの利用 により高度な 飼養管理を行 う 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入 ・酪農ヘルパーを 定期的に活用し て飼養管理労働 の軽減を図る

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚 経営 一貫 経営	<p>〈基幹作目〉 種雌豚 (7か月齢以上) 40頭 年間出荷頭数 420頭</p> <p>〈経営規模〉 豚 400頭 種雌豚 50頭 種雄豚 8頭 育成豚 100頭 肉豚 220頭</p>	<p>〈資本整備〉 分娩豚舎 150㎡ 雌豚舎・雄豚舎 430㎡ 子豚舎・肉豚舎 800㎡</p> <p>自動給餌機 消毒装置 堆肥舎 パソコン</p> <p>〈経営条件〉 ・肉豚はLWD(LWH)の三元交配豚 ・パソコンの活用</p> <p>〈その他〉 ・肉豚舎はオガコ豚舎を利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・飼養管理及び経営管理にパソコンを利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止
営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚 経営 肥育 経営	<p>〈基幹作目〉 肥育豚 200頭 年間出荷頭数 500頭</p> <p>〈経営規模〉 豚 200頭</p>	<p>〈資本整備〉 肉豚舎 1,000㎡ 自動給餌機 消毒装置 堆肥発酵施設 パソコン</p> <p>〈経営条件〉 ・肥育素豚は市場から安定的に導入する ・パソコンの活用</p> <p>〈その他〉 ・肥育豚舎はオガコ豚舎を利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・経営管理等にパソコンを利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養鶏 経営	<p>〈基幹作目〉 採卵鶏 常時 2,000羽</p> <p>〈経営規模〉 成鶏 2,000羽</p>	<p>〈資本装備〉 成鶏舎（開放式鶏 舎） 1,100㎡ 自動給餌機</p> <p>〈経営条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひなは大びなで導入 ・鶏卵は主に直販、一部コンテナによる出荷 ・鶏卵の洗卵選別はGPセンター等を利用 ・パソコン等を活用した経営管理 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケージ方式 ・平飼い方式 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用による経営分析及び経済性の予測 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過剰労働の防止
営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
都市 観光 農業 経営	<p>〈基幹作目〉 ぶどう 40a なし 25a ブルーベリー 20a 温州みかん 40a いちご 35a</p> <p>〈経営規模〉 畑 1.3ha</p>	<p>〈資本装備〉 作業所・格納庫 1棟 66㎡ ぶどう棚 40a トラクター 予冷庫 パソコン・ファクシ ミリ 販売施設</p> <p>〈経営条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場 ・パソコン、ファクシミリの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコン、ファクシミリの活用、プリペイドの導入により経営管理や顧客サービスを充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善計画に基づく農業従事時間の管理 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の活用による適期の栽培管理と自家労働力の適正化

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1(2)に示した目標のとおり、新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営を確立するため、主たる農業従事者一人又は1家族当たりの年間農業所得250万円程度を目標とし、一人当たりの年間労働時間は1,800時間以内とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

(1) 多様な経営体の確保

所沢市の農畜産物を安定的に生産するとともに魅力ある地域社会を維持し、本市の農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材、家族経営、農業法人など多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。このことは、認定農業者、認定新規就農者などの担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

(2) 農業後継者の育成

所沢市の農業を持続的に発展させていくためには、若手農業者が活躍し、相互に影響しあう環境が重要であることから、所沢市4Hクラブ、所沢市農業後継者協議会を支援し、同年代の相互のつながりを持たせる取組を実施していく。このような活動を通して、高度の知識と生産技術を修得することで、将来の地域農業の担い手としての成長が期待される。また、所沢市農業後継者対策連絡会を組織して次世代を担う優れた農業後継者の育成を図り、農業啓発をはじめ就農環境の整備等に総合的に取り組む。

(3) 認定農業者の育成

自主的に作成した農業経営改善計画が認められた認定農業者については、地域の農業の担い手として農地の集積とともに農業の発展が期待できる人材として育成する必要があることから、能力向上と多様な情報の有効活用に資するための研修会の開催や、埼玉県で開催する農業経営塾といった機会を捉えて能力開発に取り組んでもらう。また、農業経営改善計画の実現に向けた補助や融資等の支援を行う。

(4) 農業従事者の安定確保

農業従事者の態様等の改善のため、家族経営協定の締結による就業状況の改善、ヘルパーやサポート制度の導入等、労働環境の改善に努める。

(5) 副業的農家、定年帰農への支援

副業的農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援を実施する。

定年後に就農しようとする場合にあっては、地域農業の活性化、地域社会の維持、農地確保など重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応、情報提供、農地の確保などを支援する。

(6) 農業法人の参入

企業参入を検討する法人について、農業形態が所沢市の農業にあっており、実効性のある企業参入計画を作成のうえ、参入後の農業の継続性が見込まれる場合にあっては、農地の貸借を支援する。

(7) 大学との連携

国立大学法人東京農工大学と連携した農村社会調査実習のほか、大学生等の研究やインターンシップの受入れを積極的に実施し、相互の往来を通して、就農実態の確認や、就農意欲の向上を図る。

2 就農等希望者の受入体制の確保

(1) 新規就農希望者の確保

次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、各地域で安心して就農し定着することができるよう、相談対応、情報提供、先行する新規就農者の紹介や実地研修の創出、農業技術や経営方法等の研修の案内、受入れから定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

(2) 就農等希望者への案内

所沢市の農業の特徴、受入体制、就農後の環境、出荷先の実績、支援施策など農業大学校が行う就農相談会や新農業人フェアといったイベントに参加して広く周知するとともに、就農に向けたパンフレットやインターネットなど多様な媒体を使って案内していく。

(3) 受入体制の確保

所沢市農業振興課の新規就農担当が窓口となり、農林振興センター、農業委員会と連携して、受入れへの対応を行う。

3 所沢市内の関係機関との役割分担・連携の考え方

(1) 後継者が新たに就農

農業を担う者を幅広く確保していくためには、日頃からの情報の共有化が必要であることから、所沢市4Hクラブ、所沢市農業後継者協議会といった若手農業者の団体、所沢市園芸協会や所沢市茶業協会といった農業団体、農業協同組合等と連携して、後継者の確保に取り組んでいく。また、就農にあたり所沢市農業後継者対策連絡会からの支援等、就農に向けた意欲を高めていく。

(2) 新規就農者として就農を希望

就農希望者との面談にあたっては、農業委員会と連携してそれぞれの立場からのアドバイスを行う。新規就農の育成のための担い手塾入塾前、卒塾し新規就農する前には、所沢市、農林振興センター、農業委員会、農業協同組合で組織する所沢市農業再生協議会の「就農支援・就農判定会議」により支援の是非を決定する。当会議には、地域内のコミュニケーションが円滑に進み、地域での相談をより親身に行えるよう、就農する地域の農業委員も参加する。

4 所沢市が主体的に行う就農等促進のための取組

(1) 研修前研修の受入先のあっせん

所沢市では、就農等希望者に対して日頃から相談業務を行っているほか、農業への姿勢、栽培技術、調整・出荷方法、日常生活での取り組み方、地域のコミュニケーションの構築等のため、担い手塾入塾前に1年以上の農業の研修をすることにしており、農業大学校在籍時においてはできる限り所沢市内の農家での研修を並行して実施し、農業大学校に行かない場合にあっては所沢市内の認定農業者や指導農業者等への研修を実施し、そのための受入農家のあっせんを農業委員会と連携して行っていく。

(2) 就農支援・就農判定会議の実施

担い手塾は実践的な研修になることから、入塾前に耕作ができる状態に達しているか判断するため、所沢市農業再生協議会が主催する「就農支援・就農判定会議」に諮り、担い手塾に入塾して将来の担い手として活動できるか判定する。また、2年間の担い手塾を卒塾する際、実際に農業で生活していけるかを再度「就農支援・就農判定会議」に諮り、就農に向けた気持ちや技術を判定する。

(3) 新規就農に伴う認定新規就農者及び認定農業者

「就農支援・就農判定会議」において、就農に向けて適と判断された場合、担い手塾連携会議における修了認定を経て、卒塾となる。その後、就農希望者は農業経営基盤法第14条の4第1項の青年等就農計画を所沢市に提出し、認定を受けて認定新規就農者となる。

一方、年齢制限により青年等就農計画を提出できない場合、主たる従事者が常時従事し、農地の全てを適正に管理し、継続して営農するなどの諸条件について所沢市と協議し、適切と判断した場合に限り、農業経営基盤法第12条第1項の農業経営改善計画を所沢市に提出し、認定を受けて認定農業者となることができる。

(4) 農地の確保

就農等希望者は農業者の研修生としての扱いからスタートするので農地の貸借ができないことから、農地中間管理事業を活用して研修農地を確保するが、研修農地の選定については、所沢市と農業委員会が協力して、まとまりのある農地を探し、円滑に貸借が進むよう地権者との調整を行う。

5 就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方

所沢市では農業従事者の高齢化や後継者不足により農地の維持管理に懸念が生じていることから、新規就農者の受入れを積極的に行っていく。新規就農者の定着にあたっては、経営初期の早期安定化が課題であることから、担い手塾の活用や国の支援を十分に生かし、所沢市でも独自の支援策を講じてサポートしていく。特に、農業に対して新しい視点を持ち、農業経営の将来に期待をする新たな農業者が生まれつつあり、農業が魅力ある職種であることを自覚し自らの経営改善を通して成長していけるよう、支援していく。

(1) 認定新規就農者の育成

地域の農業の担い手として、将来の所沢市の持続的な農業の実践者として期待できる人材の育成を積極的に図るため、青年等就農計画の認定から計画実現に向けた補助や融資などの支援を行い、安定した経営を実現するフォローアップを通して、地域への円滑な順応と認定農業者への移行に向けた経営発展のためのサポートを行う。

(2) 新規就農者制度の有効活用

認定新規就農者、担い手塾の塾生に対しては、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する認定新規就農者制度を有効活用する。本事業の巡回指導にあっては、関係機関との連携により、農業経営の実態把握、今後の取組など現地を確認しながら聞き取りし、対象者の相談や今後の展開について、関係機関と連携して丁寧に対応していく。

(3) 地域サポート計画

所沢市の新規就農希望者の受入れから新規就農に至るまで、実績、支援体制、支援施策などを明記した地域サポート計画を一般社団法人全国農業会議所が管理する「農業をはじめ.jp」に登録して、全国に向けて発信する。

(4) 農業経営・就農支援センターとの協力

埼玉県農林部農業支援課（経営・就農関係のサポート）や公益社団法人埼玉県農林公社（就農関係のサポート）が業務を行う「埼玉県農業経営・就農センター」からの就農等希望者の相談に係る情報提供を受けて、就農から定着、経営発展までのサポートを連携して行う。

(5) 経営力の向上に向けた支援

農林振興センターと連携して各新規就農者の経営状況の把握に努め、担い手塾の研修をはじめ経営力の向上を促す研修機会を周知するとともに、所沢市が行う農商工連携事業の情報交換・ビジネスマッチングを通じた新たな展開を支援していく。

(6) 定着に向けた取組

認定農業者や認定新規就農者といった地域の担い手になりうる人材については、「地域計画」に位置づけし、国の支援や資金等を有効に活用し、関係機関による巡回指導や情報提供を行うとともに、経営発展に資する研修会を開催するなど、効率的かつ安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、農作業環境の改善に取り組むとともに、休日制やヘルパー制度の導入、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、次に掲げる程度である。

なお、農用地の利用集積に当たり、より効率的かつ安定的な農業経営を可能にするため、農地中間管理事業、農地中間管理事業が行う特例事業等を活用するようにする。

また、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積化、集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理事業を軸としながら、関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組む。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
56%	

- 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標
農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。
目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用の状況

所沢市は、武蔵野台地の地盤が安定した土地に農地が広がっており、露地野菜、茶などの畑作を主体とした農業が盛んである。大規模な河川がないため氾濫による農地の流出の恐れが少なく、中山間地のように雑木が繁茂したり、崩落の危険があったりする農用地は少ないため、畑作地としては適した土地であるが、集落が介在するなど他産地のように広い面積が確保できる地域が少ないため、農用地の大規模集積は難しい。一方で、都市近郊であることから開発圧が強く、農地転用や開発行為による農用地の減少が進んでいる。

(2) 営農活動の実態等の現状

農業協同組合の共選共販、大型の直売所、市街化区域のスーパーマーケットに設置している直売コーナー等様々な販売方法が選択できる状況にあることから、出荷の観点からは他市に比べて農業参入しやすい場所となっている。しかしながら、主業経営体数の割合が全農家数の11.9%であるなど、専業の農業者は減少傾向にある。

(3) 今後の農地利用等の見通し

農地が大きく広がる地域が限られている所沢市においては、経営農地が比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られにくい。また、農業者の高齢化や後継者不足、営農しない相続人（土地持ち非農家）が農地を所有することで、農地の管理が適切になされず遊休化している農地が発生している。農業者の年齢を検討すると、近い将来、更に管理できない農地が発生することが想定される。

このことから、農地の貸借を進め、農地としての有効活用に努めるものとする。

(4) 認定農業者等への農用地の利用集積や地域における農用地の集団化(集約化)の将来の望ましい農地利用の在り方

効率的かつ安定的な地域農業の持続的発展のためには、地域計画の実現に向けて、担い手となる認定農業者や認定新規就農者に農用地の集積を進めるため、貸し手と借り手のマッチング、担い手間の調整を行い、農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等が一体となって地域の話し合いを経て農用地の利用調整に取り組み、農地中間管理事業の活用により担い手の農用地の連担化を進めるよう努める。

(5) これらを実現するための具体的な取組の内容

担い手として地域農業の発展に資する人材を育成、確保するためには、日頃から経営改善に前向きに取り組む農業者の情報を関係機関と共有し、農業経営改善計画の策定及び継続的な更新を行うよう声掛けをしていくことで、農業経営改善計画の目標の実現達成のための取組を促し、支援していく。

新規就農者においても、青年等就農計画の目標の実現達成のための取組を促し、支援するとともに、関係機関との巡回指導を経て適切なアドバイスを行うなど多様な観点からフォローアップを行い、地域で孤立しないよう日頃から関係を密にしながらか、早期に地域に定着し、安定した経営ができるよう働きかける。新規参入法人にあっては、企業参入計画の実現性について農林振興センターと連携して確認し、所沢市の農業発展に資する場合は企業参入計画の実現の取組を促し、支援していく。

こうした取組を経て、地域農業の担い手として目標地図や地域計画に示すことで、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。

その際、市は関係機関とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図るため地域の話し合いを行い、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

農地の管理状況については、随時把握するように努め、農地中間管理機構、農業委員会と連携して、農地所有者や担い手からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の共有、農地等の紹介、貸借や売買のあっせんを行い、農地中間管理事業を活用して適切なマッチングによる貸借等を促す。

また、相続土地国庫帰属制度により法務局に相談があった農用地について情報が寄せられた場合においては、効果的に農地の集積を進めるため、農業委員会が運用する農地サポートシステムを活用して受け手とのマッチングを行い、貸借が成立するよう努める。

(6) 関係機関及び関係団体との連携

所沢市は、農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構と連携して、農業の発展、担い手の育成確保、担い手への農地の集積等、地域計画の実現に向けた取組を行う。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 協議の場の設置方法（農業経営基盤法 18 条第 1 項）、地域計画の区域の基準（同法 19 条第 1 項）、その他事業（同法第 4 条第 3 項第 1 号）に関する事項

(1) 協議の場の設置方法

地域の将来の農業のあり方を話し合う協議の場については、幅広い参加を期待することから、農業委員会が行う地区打ち合わせ会の機会など既存の場の活用を検討する。協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である里芋等の農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、農業関係の集まりを活用して周知を図る。参加者については、農業者、所沢市、農業委員、農地利用最適化推進員、農林振興センター、農業協同組合、その他関係者とし、話し合いの場において地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。協議の場の参加者から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業振興課に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準

地域計画の区域については、これまでの人・農地プランの実質化が行われていた区域を基に、原則として所沢市農業振興地域整備計画で定めた農用地区域が含まれるようにする。

(3) その他事業

県基本方針第 7 により農地中間管理機構が行う特例事業について、地域計画の区域内で実施する場合には、地域計画の達成に資するよう連携して取り組む。

所沢市は、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農地中間管理事業が行う事業の実施の促進

(1) 事業の促進

所沢市は、農地中間管理事業を行う公益社団法人埼玉県農林公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 協力体制

所沢市、農業委員会、農業協同組合及び農林振興センターは、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、公益社団法人埼玉県農林公社に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

一定の地縁的なまとまりのある地域において、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び利用集積を進める場合にあって、事業の適用が適した区域と判断される場合にあっては、関係機関と連携して検討を図る。

(1) 農用地利用改善事業の実施を促進するための方策

所沢市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力について、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施の相談受付や関係機関と連携して支援の検討を行う。

(2) 農用地利用改善事業の実施区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農業経営基盤法第 23 条に基づく主体が策定する農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程には、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定（特定農用地利用規程の認定を含む）

① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき農業経営基盤法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第 6 - 1 号の認定申請書を所沢市に提出して、農用地利用規程について所沢市の認定を受けることができる。

② 所沢市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、農業経営基盤法第 23 条第 1 項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
- ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること。
- エ (4) ①エに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 所沢市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を所沢市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有、利用の現況、将来の見通し等から見て農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び所在地

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 所沢市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内的の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について、利用権の設定等を行うこと又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人を認定農業者とみなし、特定農用地利用規程を農業経営基盤法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善団体に対する指導・援助等

- ① 所沢市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 所沢市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合、農林振興センター、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

所沢市は関係機関と連携して、人手不足の解消の一環として収穫作業や農地管理を担う農業支援サービス事業者等による農作業委託の紹介やあっせんを行い、農作業の省力化により農業者の負担軽減を図る。

- (2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の委託のあっせん
農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。農業委員会、農地中間管理機構は、あっせんの要請があった場合、相談に応じる。
- (3) 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等
農業支援サービス事業者等へのあっせんにより、円滑に農作業ができるように努める。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

- (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携
所沢市は、事業の推進に当たり、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮する。
- ① 所沢市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、農用地の有効利用を進めるとともに、農業近代化施設の利用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図るための条件整備を支援する。
 - ② 所沢市は、農業を営む地域の活性化を図り、その健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
 - ③ 所沢市は、農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
 - ④ 所沢市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たり、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。
- (2) 推進体制等
- ① 事業推進体制等
所沢市は、農業委員会、農業協同組合、農林振興センター、土地改良区、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第2の2、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するため、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、所沢市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。
- 2 この基本構想は、令和 4 年 3 月 10 日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和 5 年 9 月 25 日から施行する。
- 4 利用権設定等促進事業については、令和 7 年 3 月 31 日（その日までに地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告日の前日）までの間、なお従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとする。